

## 2020年度同志社大学大学院司法研究科

### 前期日程入学試験問題解説

#### 行政法

##### 【出題意図】

本問は、行政手続法 36 条の 3 に定める「処分等の求め」、及び行政代執行の要件に関する問題である。いずれも行政法総論で学ぶ一般的な法律の基本的な理解に関わる問題であり、行政法総論の基礎的な学習がきちんとできているかを問うている。

##### 【採点のポイント】

**問1** 行政手続法 36 条の 3 の条文を指摘した上で、同条が定める要件に照らして「処分等の求め」ができるか具体的な事案を踏まえた検討がなされているかという点から採点した。参考条文として掲げた建築基準法を引用した解答ができているかがポイントである。

**問2** 行政代執行法 2 条の要件を充足しているかにつき具体的な事案を踏まえて検討がなされているかという点から採点した。「法律に基き行政庁により命ぜられた行為」の要件については、「法律」が建築基準法 9 条 1 項、「行政庁」が「特定行政庁」である Y 市長であることを指摘しているか否かがポイントである。なお行政代執行法 3 条 3 項について検討している場合、加点している。

##### 【講評】

基本的な問題であり、まじめに勉強していれば解答できるはずであるが、具体的な事案を踏まえて法律の条文を丁寧に引用できているか否かで評価が異なることとなった。行政法の事例問題においては、教科書に書いてあることを書き写すだけでなく、具体的な事例を丁寧に読み取ることと、問題に掲載されている法律の条文を注意深く検討することを強く意識して欲しい。

なお問 1 について行政事件訴訟の検討を行う答案が散見されたが、そもそも出題範囲外である点を別にしても、問題文で何が問われているかを正確に理解することは、解答の出発点として最も重要な事柄である。